

令和 7 年第12回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 7 年12月19日
曾於市農業委員會

第12回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和7年12月19日（金） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番		3番	○○○○○
4番		5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番		推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○				

4 欠席委員 2番 ○○○○○、4番 ○○○○○、19番 ○○○○○

5 議事録署名委員 6番 ○○○○○、7番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
	農地係	○○○○○		
農政課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日 令和7年12月19日（金） 午前10時05分

令和7年第12回曾於市農業委員会総会日程

令和7年12月19日（金）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- | | |
|---------|---|
| 議案第 94号 | 農地法第3条 所有権移転による許可申請について |
| 議案第 95号 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について |
| 議案第 96号 | 農地法第4条による許可申請について |
| 議案第 97号 | 農地法第5条による許可申請について |
| 議案第 98号 | 非農地証明願について |
| 議案第 99号 | 農地の用途変更届（200m ² 未満）について |
| 議案第100号 | 農用地等のあっせんについて |
| 議案第101号 | 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年2月1日始期追加分） |
| 議案第102号 | 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年2月28日始期分） |
| 議案第103号 | 農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定について |

(2) 報告

- 報告第 12号 合意解約等の報告

4 その他

令和7年第12回曾於市農業委員会総会

令和7年12月19日（金） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。11月、12月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇〇委員の3人から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第12回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。6番〇〇〇〇〇委員、7番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第94号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉131号について、12月7日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

末吉132号について、12月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉133号について、12月8日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。対価が周辺農地に比べると高額ですが、地価高騰な土地であり、また、価格については、受人渡人協議の上の価格であることから、やむを得ないと考えます。なお、受人に転用の意向はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には牧草を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉134号について、12月8日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は知人です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

〇〇〇〇〇委員と〇〇〇〇〇推進委員から、調査結果報告書を預かっていますので、代わって報告させていただきます。大隅135号について、12月13日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は知人です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅136号について、12月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は義理の兄弟です。受人の住所地が鹿児島市ですが、現在も耕作されており、申請地まで車で70分程度で通作距離に関して、営農に支障はないと思われます。また、国分在住の50歳代の娘さんが、休みの日に交代で畑に通われるものと思われます。

調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷、タマネギ、季節野菜など自家消費野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

財部137号について、12月14日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は兄弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○7番委員（〇〇〇〇〇）

財部138号について、12月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は渡人の甥になります。受人の住所地が都城市ですが、申請地まで車で30分程度で通作距離に関して、営農に支障はないと思われます。新規就農となります。が、農業機械は耕うん機を所有しているのみで、トラクター等は高額なため、今後購入していくことと、その間は、知人から借りて耕作していきます。また、農業公社へも必要な作業は委託していくことのことです。資材等は農協から購入し、出荷についても農協を予定しています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

財部138号について伺います。作付面積ですが、畑の方が約1町歩あります、1年目が甘藷を5,000本ということで、面積にすれば約2反歩ですね、残りが8反歩余るわけです。2年目が4反歩作付けで6反歩余るわけです。3年目以降が60aで4反歩残るわけですね。その残りは、どうされるのか伺います。

○7番委員（〇〇〇〇〇）

そこまで考えていました。新規就農ですので、少しづつ頑張っていきたいということで、ある程度の年間販売額は計算されていると思うんですけど、残りは耕しながら、やっていくと思われます。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

新規就農はいいんですけど、兼業ですかね。

○7番委員（〇〇〇〇〇）

会社員で〇〇〇〇〇に勤めているそうで、隣に家があり、家まで贈与してもらって、そこを今リフォーム中でリフォームが終わったら財部に住所をなおすということです。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

記憶違いかもしれませんけど、これは2か月前くらいのやつですか。それ自分も案件で前回のときに行つたんですよ。新規就農はいいんですけど、〇〇〇〇〇に勤めているということも。もう田んぼの場所も分からぬとか、あったんですよ、その時。そこを注意して、新規就農なのに畑も分からぬとか、それではだめだということで1回見送りさせたんですよ。その後、水利権とか、それを勉強してくれよということで話ををして、今回また、こうやって上がってきてるわけです。決して反対するわけじゃないんですけど、それ以降何か進歩があったのかなというのがちょっとあって。家の前が確かに荒れていたんですよね、それも解消されているのかということがちょっと疑問点であります。

○7番委員（〇〇〇〇〇）

田んぼも自分たちで見に行って、そこも1年くらい作ってないのかな。トラクターを入れれば、もう再生できるような土地でした。家の前もちゃんとあって、畑で柑橘類が植えてありました。畑自体は、目の前は全部耕してありました。

○12番委員（〇〇〇〇〇）

実はですね、この畑は、3か月くらい前に贈与で出てきて、私が保留にした案件だと思います。

今、家の周りはですね、昨年までは甘藷が植付けてあって、今年の初めに贈与の話が出て、今まで作っていた人は、もう作れないということで作ってない。地図を見ていただきますと分かるように奥の方はですね、同じ持ち主で入口がなくなるわけです。そこが、その人に渡つたらですね。何とか頼み込んで、そこは1年間は作ってもらいました。一昨年まで作っていた方に昨日たまたま会いまして、贈与がでているみたいだということで話を聞いてですね、そういうことで、ちょうどいいときかなと思って、今作付けなんかに関してもですね、一举に1町歩はとてもできないということで、その前の借り手の方なんかにお願いをして、少しづつ相手にも作ってもらえんかということで、年々増やしていく方向だということでしたので、お願いをしております。だから、私もその前の案件のときは、第3者に渡る、反当の約〇〇〇〇〇円ほどで話が進んでいたらしくて、これでは、あんまりかなと思っていたところに、ゆくさ保留にしたなど、だから、本人がやる気があればですね、これはもう言うことじゃないかと思っております。ということです。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

分かりました。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

私の聞きたいことはですね、3年目以降、計画が一応はあるんだから、せめて計画だけでも1町歩にしてほしいんですよね、作れなくても。3年目以降は、残りが約4反歩くらいですかね、4反歩くらい残るわけだから、それを人に貸すのか、ただ耕うんだけするのか分からぬでしょ。せめて計画だけでも3年目以降は1町歩にしたら筋が通るんだけど、後をどうするのかなと思って。今、〇〇〇〇〇さんの話を聞けば、1年目で2反歩作って、残りは今まで貸していた人に貸すということですよ。それと2年目もそうですね。3年目意向も、この計画でいけば自分で作った残りは貸すということになりますよね。1町歩せっかく譲つてもらうんだから、有効に使ってもらいたいというのが私の意見です。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

今、意見がありましたように、人に貸す目的で贈与を受けるというのも問題ですので、本人に営農計画書は作り直してもらいたいと思います。変更後の営農計画書を提出させるということで今回通すのか、今回はいったん保留にするのかをこの場で決めていただきたいと思います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

今、皆さんからの意見を聞きますと、やっぱり、〇〇〇〇〇委員が言われたとおり、計画をちょっと、考えが甘いということで、今回は保留ということでどうでしょうか。また、来月にちゃんと計画を立ててもらって。よろしいですか。

（「はい」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第94号農地法第3条所有権移転による許可申請については、財部138を除いて、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、財部138を除いて、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第95号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅23号について、12月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、八木塚自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道路を挟んで雑種地、南が山林、北が山林です。目的実現の確実性は、山林に転用する具体的計画があり確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、山林へ転用する面

積1,729m²は、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下及び水路へ放流するもので適當と思われます。被害防除は、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、山林へ転用することから、農振除外やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第95号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請について
は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第96号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅20号について、12月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、東鍋自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畠、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、一部転用済みで、通帳の写しも添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、牛舎、駐車場、ロール置場を整備する面積が全体で502m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水はオガクズ処理するもので適當と思われます。被害防除については、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、牛舎、駐車場、ロール置場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第96号農地法第4条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第97号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅44号について、12月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、大久保自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで畠、南が畠、北が畠です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、一般住宅、カーポートを整備する面積が全体で939m²のうち400m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適當と思われます。被害防除については、畠との境界にはブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はあ

りません。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の街区内4割超宅地化農地に該当し、一般住宅、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅45号について、12月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、紺垣自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道を挟んで山林と畑、南が山林、北が畑です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、山林を整備する面積が全体で1,112m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適當と思われます。被害防除は、法面保護を行います。また、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、山林を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第97号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第98号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

末吉15号について、12月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、宇都之上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで宅地、南が道を挟んで畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和59年と平成19年に建築されたものであり、物置は建築後20年以上経過しています。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当します。隣接する宅地と一体的に農家住宅として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一一致をみました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第98号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第99号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

財部5号について、12月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、正部自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が

宅地、南が道を挟んで畠、北が宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、全体面積1,346m²のうち189.8m²に農業用倉庫を整備するものであり、同種施設の規模状況からみて適當だと思います。排水等は、雨水のみで自然流下及び水路へ放流するもので適當と思われます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、転用目的が農業用倉庫です。設置により耕作が不能となる面積が189.8m²で、転用許可を要しない200m²未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第99号農地の用途変更届については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第100号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉138は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉139から141までは、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉142は、私と○○○○○推進委員。大隅143は、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅144は、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部145は、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部146は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部147は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○5番委員（○○○○○）

財部146は、場所的に○○○○○委員の所ですので、○○○○○委員にお願いしたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

今、○○○○○委員から財部146については、地域が○○○○○委員ということですので、○○○○○委員よろしいですか。

○6番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉106は継続でお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉107、108も継続でお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉109、110も継続でお願いします。

○事務局（○○○○○局長）

○○○○○委員、○○○○○委員、○○○○○委員が欠席のため、3委員の報告分については、私の方で報告します。大隅111も継続でお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部112も継続でお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉113も継続でお願いします。

○7番委員（○○○○○）

末吉114、115も継続でお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉116も継続でお願いします。

○事務局（○○○○○局長）

大隅117も継続でお願いします。

- 14番委員 (○○○○○)
　　大隅118も継続でお願いします。
- 1番委員 (○○○○○)
　　末吉120も継続でお願いします。
- 事務局 (○○○○○局長)
　　末吉121も継続でお願いします。
- 8番委員 (○○○○○)
　　末吉122も継続です。
- 9番委員 (○○○○○)
　　末吉123、124も継続でお願いします。
- 14番委員 (○○○○○)
　　大隅125、126も継続でお願いします。
- 事務局 (○○○○○局長)
　　大隅127から大隅131まで継続でお願いします。
- 5番委員 (○○○○○)
　　財部132は継続です。財部133は、3千円なら借りてもいいという人がいると言ったら、見つかつたということで一応成立です。財部134は、畑を案内して、本人が今、思案中ですので継続です。財部135は、この前、○○○○○委員にお願いしていましたので、○○○○○委員からお願いします。
- 6番委員 (○○○○○)
　　財部135もですね今、いろいろ動いているんですが、ものすごく木が茂ってまして、いい話もあるんですが、それをいかにどういうふうに片づけるかでちょっと問題になってまして、継続でお願いします。136も継続です。137も財部135と同じで木が茂っているもんで、作りたい人はいるんですが、それをどういうふうにするか、今悩んでいるところですので継続です。
- 議長 (○○○○○会長)
　　大変、御苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。
- 議長 (○○○○○会長)
　　次に、議案第101号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年2月1日始期追加分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (○○○○○局長)
　　議案第101号の促進計画案につきまして、御説明いたします。前回の総会議案でありました令和8年2月1日始期分の追加案件となります。議案書の16ページ及び17ページになりますが、16ページが農地中間管理機構が売り渡す所有権移転の4件となります。そして、17ページが2月1日始期分の変更後の集計表となります。前回の総会で意見聴取すべき案件について、農政課から追加の申出があったところです。今回追加分として審査いただくものですので、よろしくお願ひします。
- 議長 (○○○○○会長)
　　農地中間管理機構が売り渡す所有権移転について、質疑、意見はありませんか。
　　(「無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
　　議案第101号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年2月1日始期追加分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。
　　(「異議無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
　　御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。
- 議長 (○○○○○会長)
　　次に、議案第102号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年2月28日始期分を議題といたします。
- 議長 (○○○○○会長)
　　本件については、議事参与の制限に該当する672から674までを除いて、審査して差し支えありませんか。
　　(「異議無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第102号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年2月28日始期分は、議事参与の制限に該当する3件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、672及び673を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第102号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年2月28日始期分の672及び673は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、674を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第102号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年2月28日始期分の674は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第103号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

議案第103号について、御説明いたします。議案書の23ページ及び24ページになります。今回再認定の対象件数が15件でございました。そのうち認定が11件、不認定が4件という調査結果となっております。不認定の理由につきましては、備考欄に記載のとおりですので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の説明に対して、質疑・意見はありませんか。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

この農地移動適正化あっせんはですよ、今後いつまで続くのかっていう期限設定とかあるんですかね。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

75歳未満であれば、基本的に5年でみていくんですけども。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

調査の期間ではなく、事業としていつまで続いていくのかです。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

あっせん事業自体については、ずっと続きます。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

中にはですね、40歳の人もいらっしゃいますけど、今なるべく認定農業者へ移行するというのも併せて推進していると思うんですよね。このあっせん対象者が、もういなくなつてから、ここ何年かな、大分経つと思うんですよ、この申請が。対象者になりたいという人の申請でいう自体がもうずっと、ここ数年どころじゃないくらいあると思います。その中で、今あっせん対象者自体が何人くらいいるか、ざっとでいいです。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

今日、数字を把握していないんですけど、皆さんに御配りしている認定農家の名簿の表紙に認定農家とあっせん事業対象者名簿と家族協定をされている方の人数は表示されていると思うので、それを確認いただければなと思います。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

分かりました。なるべく、その認定農業者として移行をしてもらう。そして、できればこの、もし、あっせん対象者がゼロになったときは、事業としては成り立つですか。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

農地売買等事業のほか、農地法での売買でも、この農地移動適正化あっせん事業を活用することで、一定要件を満たせば、譲渡所得税の特別控除の適用を受けられることになるものです。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

それは、3条で買っても税控除は該当するということですか。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

農業委員会のあっせんにより、農用地区域内農地をあっせん基準に適合する名簿登録者に売渡したものであれば該当することになります。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

分かりました。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

この方たちは、農地バンクでも利用できるのですか。一応、認定農家という話は聞いているんですけど。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

売買等事業の取得者要件としては、担い手となっています。その担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者等になるものです。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

あっせん農家は入らないの。

○農政課（〇〇〇〇〇）

確認します。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

ちょっとすみません、その基本構想水準到達者というのは何ですか。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における農業所得、経営規模その他の効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成しているとみなせる者が基本構想水準到達者になります。例えば、経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、経営面積を維持又は拡大している者が該当してくると思われます。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員のあっせん事業対象者の取扱いについては、農政課の係が確認して来月の総会で報告するということでおよしいでしょうか。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第103号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、報告第12号合意解約等の報告については、議案書の25ページから32ページまでを御覧ください。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

その他で何かありませんか。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

食と農と女性の会の開催案内について

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

12月、1月の行事予定について

○事務局（〇〇〇〇〇次長）

新年会の開催案内について

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

現地調査の日程等について

○議長（〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和7年第12回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和7年12月19日（金）午前10時05分閉会

（議事録署名委員）

会長

委員

委員